Ⅱ海上環境

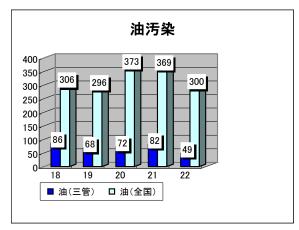


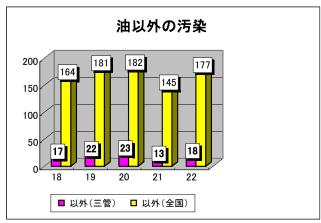
1. 海洋汚染

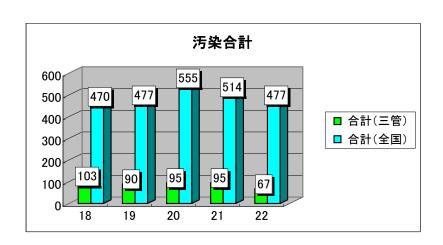
(1)海洋汚染の発生確認件数の推移

単位:件

		油	油以外(赤	∜潮を含む)		全国比	
	油(三管)	油(全国)	以外(三管)	以外(全国)	合計 (三管)	合計 (全国)	(%)
18	86	306	17	164	103	470	21.9
19	68	296	22	181	90	477	18.8
20	72	373	23	182	95	555	17.1
21	82	369	13	145	95	514	18.4
22	49	300	18	177	67	477	14.0





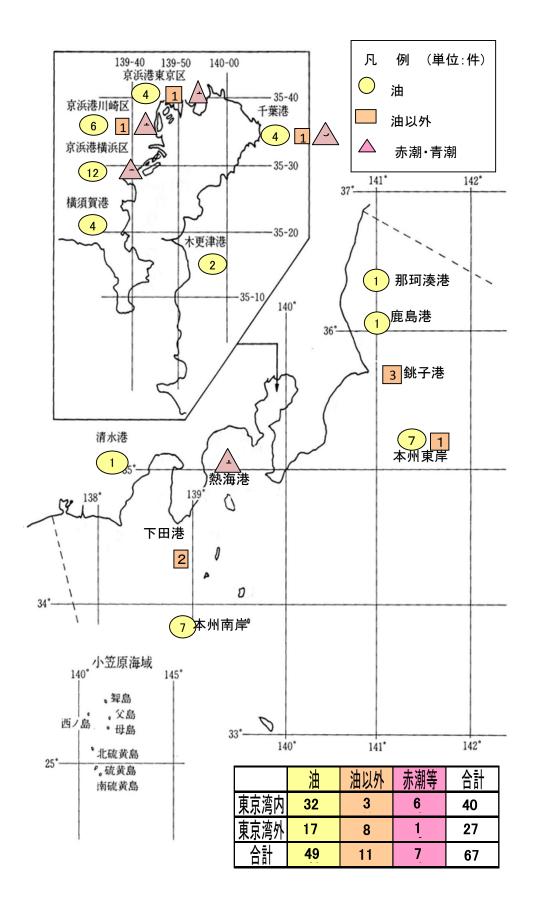


(2) 海域別発生確認件数の推移

単位:件

· 区分		年 //	18	19	20	21	単位:作 22
	芃	横浜区	26	17	14	25	13
	京浜港内	川崎区	8	10	2	6	8
東	<i>[</i> ^]	東京区	18	14	10	12	6
Ŧ	ſ	葉港内	14	23	23	8	8
	木	更津港内	1	1	5	7	2
湾	横	須賀港内	10	7	5	3	4
	その	り他の湾内			5	8	
		小 計	77	72	64	69	41
	那。	珂 湊 港 内		2		1	1
	鹿	島港内	2	2	3	2	1
東	銚	子 港 内	1			1	3
京		崎 港 内	2		1	2	
		田港内		5		1	2
湾	清	水港内	10	5	3	3	1
外		子の浦港内	1				
	₹ 0	の他の海域	10	4	24	16	18
		小計	26	18	31	26	26
	計	(管 区)	103	90	95	95	67

海洋汚染発生確認分布図



(4) 排出源別油濁発生確認状況の推移

		(田)	土和田市心。	人のプログライ主	179				<u>単位:件</u>
区分	į.	船舶					7		全国比
国籍 年	日本	外国	水下計	陸上	水明	その他	(管区)	全国	(%)
18	37	15	52	5	28	1	86	306	28. 1
19	36	12	48	6	14		68	296	22. 9
20	51	7	58	5	8	1	72	373	19. 3
21	52	11	63	13	6		82	369	22. 2
22	28	2	30	5	13	1	49	300	16. 3

(5) 原因別油濁発生確認状況の推移

K	(5) 原因別祖衡宪生推診扒伍の推移										単位:	件	
	区分	故	意 排 出		取;	取扱不注意		破損・海難		华	7-11	Ħ	Λ: 1231
年	\国籍	日本	外国	小計	日本	外国	小計	日本	外国	小計	不明	管区	全国
	18	2		2	32	7	39	9	8	17	28	86	306
	19	5		5	24	9	33	10	3	13	17	68	296
	20	9	1	10	24	4	28	18		18	16	72	373
	21	13		13	22	4	26	27	10	37	6	82	369
	22	6		6	15	1	16	10	1	11	16	49	300

2. 廃棄物の海洋への排出

(1) 廃棄物の排出状況の推移

単位:万㎡

区分	産業り	棄物		笔 棄 物	水底土砂		
年	海洋投 入処分	海 面 埋立て	海洋投 入処分	海 面 埋立て	海洋投 入処分	海 面 埋立て	
18	189. 3		7. 1		113. 0	254. 2	
19	198.8		0.0		89.6	361.4	
20	180. 7		_		75.0	259. 5	
21	101. 7		_		30.8	_	
22	92. 3		_		25. 1	_	

注:本統計は、当管区本部に提出された廃棄物排出状況報告書を集計したのである。

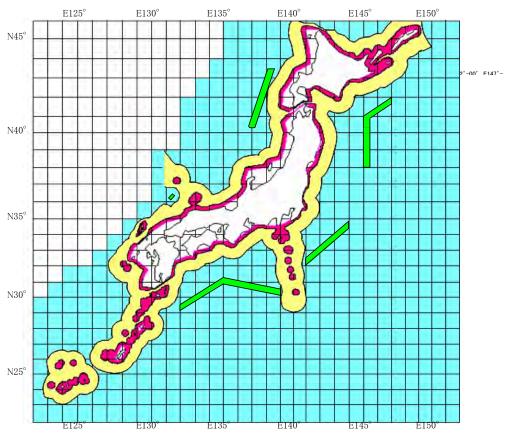
(2) 廃棄物の種類別排出状況(22年)

単位:万㎡

				-	単位:万m
海 区 分		海 洋	投一入		
廃棄物の種類 域	I 海域	Ⅱ海域	Ⅲ海域	その他 の海域	青
し尿、浄化槽汚でい					
般 廃 そ の 他 乗 物					
計					
非水溶性無機性汚でい		92. 3			92. 3
産 鉱 さ い					
業水溶性無機性汚でい					
廃 有 機 性 汚 で い					
棄魔酸・廃アルカリ					
物 その他					
計		92. 3			92. 3
水底土砂				25. 1	25. 1

廃棄物排出海域図

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第4条の2別表第3 及び廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令第6条別表関連



旧海防令	海防令	許可省令	区分	海 域
A海域	_	I海域		
B海域	_	Ⅱ海域		
C海域	A海域	Ⅲ海域		すべての国の領海の基線からその外側50海里の線を越える海域
D海域	B海域	_		すべての国の領海の基線からその外側12海里以遠の海域
E海域	C海域	_		次に掲げる海域以外の海域 (1)港則法に基づく港の区域及び港の境界外1万m以内の海域 (2)海図に記載されている海岸の低潮線から1万m以内の海域 (3)伊勢湾及び瀬戸内海 (4)本邦の領海の基線から50海里を超えない海域のうち水産動植物の生息環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域
F海域	D海域	Ⅳ海域		上記(4)の海域を除くすべての海域

※1海防令:海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令をいう。 ※2許可省令:廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令をいう。

3. 監視・取締り

(1) 海上環境関係法令違反送致状況の推移

(2) 海上環境関係法令違反内容別送致状況の推移